# 処分に関する規則

### (目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本クレジット協会(以下「本会」という。)の定款第3条 に定める目的を達成するため、定款第9条に定める除名及び定款第12条に定める処分を科す に当たっての手続その他必要な事項を定める。

## (処分の種類)

- **第2条** 本会が行う会員に対する処分は、次に掲げるものとし、第1号及び第2号に定める処分は併科することができる。
  - (1) 指導又は勧告
  - (2) 会員の権利の停止又は制限
  - (3) 除名
- 2 本会は、前項の処分を行う場合において必要があると認めるときは、当該処分を受ける会員 の社名を公表又は会員に告知することができる。
- 3 本会は、第1項第1号及び第2号に定める処分を行ったときは、当該処分を受けた会員に対して、必要な範囲において、調査に関する規則第3条に基づくフォローアップ調査を行うこととする。

## (処分の対象行為)

- 第3条 本会は、会員の行為が次の各号に該当したときは、前条第1項各号に掲げる処分を科す ことができる。
  - (1) 前条第1項第1号及び第2号に規定する処分の場合
    - イ 会員の行為が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は本会の定款、自主ルールその他 の規則を遵守していないとき
    - ロ 会員の行為が本会の目的にかんがみて適当でないと認めるとき
  - (2) 前条第1項第3号に規定する処分の場合
    - イ 定款若しくは規則に違反したとき又は総会若しくは理事会の決定事項若しくはこれに 基づく処分に違反したとき
    - ロ 本会の名誉を著しく毀損する行為をしたとき
    - ハ その他除名すべき正当な事由があるとき

## (報告徴収等)

第4条 本会は、第5条及び第7条の審議に当たり必要と認めるときは、会員に対し期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め又は調査することができる。

### (処分方針の審議)

第5条 審査委員会は、会員の行為が第3条各号に該当すると認めるときは、当該会員の処分の可否、処分の種類その他の処分方針を審議する。

### (処分の目安)

- 第6条 第3条に定める処分の対象行為に該当するか否かの判断及び前条に定める会員の処分 の可否及び処分の種類その他の処分方針は、別に定める目安に基づいて審議することとする。
- 2 前項の目安において、会員の権利の停止又は制限をするときは、1年間を限度とする。

### (処分の決定)

- 第7条 第5条により処分の方針が決定されたときは、次に各号に定める処分の対象となる行為 ごとに、当該各号に定める委員会の審議を経て、理事会(処分が除名の場合は総会)の決議に より処分を決定する。
  - (1) 個別信用購入あっせんに係る自主規制規則、包括信用購入あっせんに係る自主規制規則 又はクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業 者による加盟店調査等に係る自主規制規則に違反する行為(次号に定める行為を除く。) 自主規制委員会
  - (2) 個人情報保護指針に違反する行為 個人情報保護推進委員会
  - (3) 前各号以外の行為 総務委員会
- 2 前項にかかわらず、理事会は、会員の権利の停止又は制限を行わない処分であって、会員の 社名の公表又は会員告知を行わない場合には、前項各号に定める処分の対象となる行為ごとに、 当該各号に定める委員会に処分の決定を委任することとする。ただし、理事会が必要と認めた ときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。

## (弁明の機会)

- **第8条** 本会は、除名又は権利の停止若しくは制限を行う場合は、審査委員会において、処分の 対象となる会員に、弁明の機会を与えなければならない。
- 2 本会は、前項に定める場合以外の処分を行う場合であって、処分の対象となる会員が弁明を 望むときは、審査委員会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項にかかわらず、本会は、会員を除名する場合は、総会において除名の決議の前に当該 会員に弁明の機会を与えなければならない。
- **4** 第1項及び第2項の弁明の機会を与えるときは、本会は、弁明の機会を与える日の7日前までに、次の事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
  - (1) 処分に係る審議が行われる旨
  - (2) 処分の理由
  - (3) 定款、規則その他の処分の根拠

### (処分の執行)

- **第9条** 処分の執行は、処分を受ける会員に対して、次の事項を記載した書面をもって通知して 行う。
  - (1) 処分の種類及び内容
  - (2) 処分を行った日(権利の停止又は制限を行う場合はその期間)
  - (3) 処分の理由
  - (4) 第7条第2項本文の規定に基づいて処分を決定したときは、不服の申立てに関する事項
- **2** 本会は、処分を科さないことを決定したときは、遅滞なく当該会員に対し、その旨及びその 理由を書面により通知することとする。

## (会員の不服申立て)

- 第10条 会員は、第7条第2項に基づいて同項に規定する委員会が決定した処分について不服があるときは、別に定める正当な理由がある場合に限り、前条の通知到達後5営業日以内に、本会に対し、書面をもって不服申立てをすることができる。
- 2 本会は、前項の規定による不服申立てがあったときは、理事会において、当該処分を再審査 し、改めて処分の可否及び処分の内容を決定する。
- 3 本会は、会員の不服申立てが理事会で承認されないときは、当該審査に要した費用を当該会 員に請求することができる。

### (処分事実の会員への周知)

第11条 本会は、第7条の処分を行ったときは、会員の法令及び自主ルールの遵守に資するため、処分を行った日、当該処分の内容、処分を決定した理由を会員(第7条第1項第1号に定める行為による処分にあっては正会員に限る。)に周知することとする。

## (守秘義務等)

- 第12条 審査委員会及び第7条第1項各号に規定する委員会の委員、理事及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、会員の処分の審議において知りえた当該会員の秘密を他に漏らし、若しくは盗用し、又は処分の審議の目的以外に利用してはならない。
- 2 第5条又は第7条各項における処分の審議の前に、行政官庁の処分による社名公表その他により社名が公表されている場合を除き、特別の事情がない限り、当該処分の審議は社名を付さずに行うこととする。

## (細則の制定)

**第13条** 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、細則を定めることができる。

2 細則の改廃は、細則の定めるところにより行う。

# (改廃)

第14条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

# 附則

- 1. この規則は、割賦販売法第35条の18第1項で定める認定割賦販売協会として、経済産業 大臣の認定を受けた日(平成21年12月1日)から施行する。
- 2. 本規則は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 3. 本規則は、令和元年5月16日から改正施行する。